

第2回懇談会での主な議論

I. 段階別評価（四段階）の水準感と第四段階（信頼されるアドバイザー）の明確化について

1. 段階別評価（四段階）の水準感

- ✓ 段階別評価の定義をより具体化 ➡ 取組事例と各段階との関連性をマトリクス的に整理し明確化
- ✓ 規模・業態ごとの取組事項やレベル感の明示 ➡ 会社・業務規模や業態特性に応じた取組事例の提示
- ✓ 論点ごとの成熟度目線や監査態勢上の課題に対する改善事例や成功例等の提示（情報の充実）

2. 第四段階（信頼されるアドバイザー）の明確化

- ✓ 内部監査は経営コンサルではなく、アシュアランスとアドバイスであり、このバランスが重要
- ✓ 経営陣・社内からの信頼度の水準感や監査手法等の例示、監督の補助的役割と執行側である監査の役割との利益相反の整理が必要
- ✓ 洞察（インサイト）と将来予測（フォーサイト）とでは異なるスキルが求められるほか、経営目線・専門性も必要となるため、内部監査部門の人的構成と組織内での役割分担・連携のあり方の整理が必要

II. 内部監査の「目指すべき段階」について

1. 目指すべき姿の考え方

- ✓ 目指すべき姿は「確固たるガバナンスの確立に寄与できる監査」の実現であり、このことが第四段階（信頼されるアドバイザー）の前提と認識
- ✓ 小規模金融機関は内部監査の担い手・人員の確保に苦慮しているのが実態で、単独では第三段階（経営監査）への到達困難、組織・業容の規模等を踏まえ、業態内での連携等が必要

2. レポートへの追加事項

- ✓ 「3つの論点」に取り組んだとしても、内部監査結果の改善に繋がらなければ、段階別評価は上がらない
- ✓ 内部監査として“やってはいけないことは「被監査部署や担当者の糾弾」”➡「組織や業務運営上の問題点に踏み込んだ分析・議論」が必要
- ✓ リソースの乏しい小規模金融機関を念頭に、グループ親会社や外部機関の監査機能の活用可能性や考え方を提供
- ✓ 旧態然とした経営陣の認識が、第二段階（リスクベース監査）や第三段階に発展しない要因でもあり、金融庁による経営陣に対する強いメッセージの発信が必要、また、高度化に向けたロードマップの提供など継続的な取組事例の提供

III. 「グローバル内部監査基準」を踏まえた要考慮事項（日本内部監査協会様ご説明より）

➤ レポート更新において考慮すべき点

- ① 企業価値との連結 ➡ 内部監査が企業価値の創造、保全、維持に結び付くことを認識することで、役割と戦略的位置づけが明確化
- ② 取締役会の関与明確化 ➡ 取締役会との関係を明確化することで、内部監査の権限が確立し、組織全体での迅速な改善に繋がる
- ③ 独立性の強調 ➡ 内部監査部門の「孤立しない独立性」の確保が、実効性ある内部監査の実現につながる
- ④ 3線体制の説明 ➡ 第1線・第2線におけるリスク管理態勢の整備が内部監査の高度化に不可欠